

警察庁の内部組織の細目に関する訓令

昭和32年3月14日（警察庁訓令第4号）

施行	昭和32年4月1日
改正	昭和32年8月1日（警察庁訓令第14号）
	昭和33年4月28日（警察庁訓令第12号）
	昭和36年3月28日（警察庁訓令第6号）
	昭和36年11月14日（警察庁訓令第17号）
	昭和37年3月30日（警察庁訓令第7号）
	昭和37年8月8日（警察庁訓令第12号）
	昭和38年3月30日（警察庁訓令第3号）
	昭和39年1月20日（警察庁訓令第1号）
	昭和39年3月31日（警察庁訓令第4号）
	昭和40年2月3日（警察庁訓令第1号）
	昭和41年3月30日（警察庁訓令第8号）
	昭和41年4月1日（警察庁訓令第10号）
	昭和42年6月1日（警察庁訓令第5号）
	昭和43年4月17日（警察庁訓令第5号）
	昭和43年6月15日（警察庁訓令第8号）
	昭和44年10月1日（警察庁訓令第10号）
	昭和45年6月23日（警察庁訓令第7号）
	昭和46年2月16日（警察庁訓令第2号）
	昭和52年4月23日（警察庁訓令第4号）
	昭和59年3月27日（警察庁訓令第3号）
	昭和59年6月21日（警察庁訓令第8号）
	昭和60年5月1日（警察庁訓令第8号）
	昭和61年4月5日（警察庁訓令第9号）
	昭和62年5月21日（警察庁訓令第4号）
	平成元年5月29日（警察庁訓令第4号）
	平成4年4月1日（警察庁訓令第4号）
	平成4年4月10日（警察庁訓令第7号）
	平成6年6月29日（警察庁訓令第8号）
	平成9年4月1日（警察庁訓令第3号）
	平成13年1月4日（警察庁訓令第1号）
	平成13年3月30日（警察庁訓令第11号）
	平成14年4月1日（警察庁訓令第5号）
	平成16年4月1日（警察庁訓令第7号）
	平成17年4月1日（警察庁訓令第4号）
	平成18年3月30日（警察庁訓令第4号）
	平成19年3月30日（警察庁訓令第4号）
	平成20年3月31日（警察庁訓令第6号）
	平成21年3月31日（警察庁訓令第7号）
	平成22年4月1日（警察庁訓令第2号）
	平成23年3月31日（警察庁訓令第6号）
	平成24年3月31日（警察庁訓令第7号）
	平成24年4月6日（警察庁訓令第5号）
	平成25年5月16日（警察庁訓令第5号）
	平成26年3月31日（警察庁訓令第4号）
	平成27年3月31日（警察庁訓令第14号）
	平成27年4月10日（警察庁訓令第15号）
	平成28年3月31日（警察庁訓令第9号）

(課の内部組織)

第1条 内部部局の課、附属機関の課及び地方機関の課(管区警察学校、府県情報通信部、方面情報通信部及び通信支部の課を含む。以下同じ。)並びにこれらに準ずるもの(以下単に「課」という。)に、係を置く。

2 所属長(内部部局の官房長、各局長及び各部長、各附属機関の長並びに各地方機関の長をいう。以下同じ。)は、課の事務を処理するため特に必要がある場合においては、警察庁長官(以下「長官」という。)の承認を得て、2以上の係の上に班を置くことができる。

3 係及び班の名称及び分掌事務の範囲は、所属長が長官の承認を得て定める。ただし、附属機関及び地方機関にあつては、当該所属長がこれを定め、事後速やかに長官に報告しなければならない。

(課長補佐)

第2条 課に、課長補佐(国家公安委員会会務官にあつては、補佐官。以下単に「課長補佐」という。)を置く。ただし、府県情報通信部及び方面情報通信部の課には、これを置かないことができる。

2 課長補佐は、課長(課長に準ずる職を含む。以下同じ。)の指揮監督を受け、課長の職務遂行について課長を補佐する。

(理事官)

第3条 内部部局の課には、課長補佐のほか、理事官を置くことができる。

2 理事官は、命を受け、課の所掌事務のうち重要事項に係るものについての企画及び立案に参画し、並びに関係事務を総括整理する。

(専門官等)

第4条 内部部局の課には、課長補佐のほか、専門官、技術専門官、指導官又は技術指導官を置くことができる。

2 専門官は、命を受け、課の所掌に係る事項についての専門的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行う。

3 技術専門官は、命を受け、課の所掌に係る事項についての技術的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行う。

4 指導官は、命を受け、専ら、課の所掌事務に係る事項についての指導を行う。

5 技術指導官は、命を受け、専ら、課の所掌事務に係る事項についての技術的な指導を行う。

(企画官)

第5条 長官官房に、企画官を置くことができる。

2 企画官は、命を受け、警察庁の所掌事務のうち重要事項に係るものについての企画及び立案に参画し、並びに関係事務を整理する。

(調査官)

第6条 内部部局の長官官房、各局又は各部(以下「部局」という。)に、調査官を置くことができる。

2 調査官は、命を受け、部局の所掌事務のうち重要事項に係るものについての企画及び立案に参画し、並びに関係事務を整理する。

(専門官等の名称)

第7条 専門官、技術専門官、指導官及び技術指導官、企画官並びに調査官の名称には、別に定めるところにより、その所属する課若しくは部局又はその担当する事務の名称を冠するものとする。

(総合研究官)

第8条 次の各号に掲げる内部部局の課に、当該各号に定める総合研究官各1人を置く。

- (1) 長官官房総務課 警察制度総合研究官
 - (2) 長官官房人事課 人事総合研究官
 - (3) 長官官房会計課 装備総合研究官
 - (4) 長官官房国際課 国際総合研究官
 - (5) 生活安全局生活安全企画課 生活安全総合研究官
 - (6) 生活安全局少年課 少年問題総合研究官
 - (7) 刑事局刑事企画課 刑事総合研究官
 - (8) 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課 組織犯罪対策総合研究官
 - (9) 交通局交通企画課 交通総合研究官
 - (10) 交通局交通企画課 高度道路交通政策総合研究官
 - (11) 警備局警備企画課 警備総合研究官
 - (12) 警備局警備課 警備実施総合研究官
 - (13) 警備局外事情報部外事課 外事情報総合研究官
 - (14) 警備局外事情報部国際テロリズム対策課 国際テロリズム情報総合研究官
 - (15) 情報通信局情報通信企画課 情報通信総合研究官
 - (16) 情報通信局情報管理課 情報化戦略総合研究官
- 2 総合研究官は、命を受け、課の所掌事務について、高度の専門的な知識経験に基づく総合的な調査及び研究等を行うことにより、その企画及び立案の支援を行う。
- (分析官)

第9条 次の各号に掲げる内部部局の局又は課に、当該各号に定める分析官各1人を置く。

- (1) 刑事局 犯罪情報分析官
 - (2) 情報通信局情報技術解析課 解析技術評価分析官
- 2 分析官は、命を受け、課の所掌事務について、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び分析等を行うことにより、その企画及び立案の支援を行う。

(秘書室)

第10条 長官官房総務課に、秘書室を置く。

- 2 秘書室においては、長官及び次長に関する秘書的業務をつかさどる。
- 3 秘書室に、室長を置く。
- 4 室長は、命を受け、秘書室における事務を整理する。

(国会連絡室)

第11条 長官官房総務課に、国会連絡室を置く。

- 2 国会連絡室においては、警察庁組織令（昭和29年政令第180号。以下「令」という。）第8条第3号に掲げる事務のうち総務課長から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。
- 3 国会連絡室に、室長を置く。
- 4 室長は、命を受け、国会連絡室における事務を整理する。

(取調べ監督指導室)

第12条 長官官房総務課に、取調べ監督指導室を置く。

- 2 取調べ監督指導室においては、令第8条第16号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 取調べ監督指導室に、室長を置く。
- 4 室長は、命を受け、取調べ監督指導室の事務を整理する。

(会計監査官)

第13条 長官官房会計課に、会計監査官を置く。

- 2 会計監査官は、命を受け、令第10条第6号に掲げる事務のうち会計の監査の実施に関する事務を処理する。

(工場)

第14条 長官官房会計課に、工場を置く。

2 工場においては、令第10条第11号に掲げる事務をつかさどる。

3 工場に、工場長を置く。

4 工場長は、命を受け、工場における事務を整理する。

(鉄道警察管理室)

第15条 生活安全局地域課に、鉄道警察管理室を置く。

2 鉄道警察管理室においては、令第16条各号に掲げる事務のうち鉄道警察の運営及び管理に関する事務をつかさどる。

3 鉄道警察管理室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、鉄道警察管理室の事務を整理する。

(児童ポルノ対策官)

第16条 生活安全局少年課に、児童ポルノ対策官を置く。

2 児童ポルノ対策官は、命を受け、令第17条第4号、第6号及び第7号に掲げる事務のうち児童ポルノ(児童買収、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。)に関する事務並びに令第17条第5号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務をつかさどる。

(知的財産権保護対策官)

第17条 生活安全局に、知的財産権保護対策官1人を置く。

2 知的財産権保護対策官は、命を受け、令第20条第3号に掲げる事務を助ける。

(資料鑑識官)

第18条 刑事局に、資料鑑識官1人を置く。

2 資料鑑識官は、命を受け、令第26条第1号に掲げる事務のうち鑑識資料(指紋及び掌紋並びにDNA型に係るものを除く。)の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務(鑑定及び検査に関する事務を除く。)を助ける。

(外国人運転者対策官)

第19条 交通局運転免許課に、外国人運転者対策官1人を置く。

2 外国人運転者対策官は、命を受け、令第35条に掲げる事務のうち外国人である自動車等の運転者に関する事務及び国際機関、本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

(総合情報分析室)

第20条 警備局警備企画課に、総合情報分析室を置く。

2 総合情報分析室においては、令第37条第5号に掲げる事務(画像情報分析室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 総合情報分析室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、総合情報分析室の事務を整理する。

(警備情報対策室)

第21条 警備局公安課に、警備情報対策室を置く。

2 警備情報対策室においては、令第38条第1号に掲げる事務のうち内外の社会経済情勢の変化に起因する警備事象に関する事務をつかさどる。

3 警備情報対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、警備情報対策室の事務を整理する。

(右翼対策室)

第22条 警備局公安課に、右翼対策室を置く。

2 右翼対策室においては、令第38条第1号及び第2号に掲げる事務のうち極端な国家主義的主張又は民族主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する事務(警備情報対

策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 3 右翼対策室に、室長を置く。
- 4 室長は、命を受け、右翼対策室の事務を整理する。
(極左対策室)

第23条 警備局公安課に、極左対策室を置く。

- 2 極左対策室においては、令第38条第1号及び第2号に掲げる事務のうち極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する事務(警備情報対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
- 3 極左対策室に、室長を置く。
- 4 室長は、命を受け、極左対策室の事務を整理する。

(特殊組織犯罪対策室)

第24条 警備局公安課に、特殊組織犯罪対策室を置く。

- 2 特殊組織犯罪対策室においては、令第38条第1号及び第2号に掲げる事務のうちテロリズムに係る組織犯罪その他これに類する特殊な組織犯罪に関する事務(警備情報対策室、右翼対策室及び極左対策室の所掌に属するものを除く。)並びに同条第3号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 特殊組織犯罪対策室に、室長を置く。
- 4 室長は、命を受け、特殊組織犯罪対策室の事務を整理する。

(特殊警備対策官)

第25条 警備局警備課に、特殊警備対策官1人を置く。

- 2 特殊警備対策官は、命を受け、令第39条第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事務のうち重大テロリズム(国際関係に重大な影響を与え、国の重大な利益を著しく害し、又は多数の者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。)に係る事案及び原子力災害警備その他原子力災害に関する事務(平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属する者を除く。)、同条第3号及び第4号に掲げる事務並びに同条第5号に掲げる事務のうち原子力災害警備に関する事務(平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(上席警備指導専門官)

第26条 警備局警備課に、上席警備指導専門官1人を置く。

- 2 上席警備指導専門官は、命を受け、令第39条第2号に掲げる事務のうち警備方針の実施及び警備実施に関連する犯罪の取締りに関する事務(災害対策室、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室及び特殊警備対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(調査官等)

第27条 附属機関及び地方機関の課には、課長補佐のほか、調査官、側衛官、専門官、技術専門官又は通信現業管理官を置くことができる。

- 2 調査官は、命を受け、課の所掌事務(警備情報に関する事務を除く。)の一部を総括整理し、課の所掌事務に関し調査研究を行う。
- 3 側衛官は、命を受け、護衛に関する事務を整理する。
- 4 第4条第2項及び第3項の規定は、専門官及び技術専門官の事務について準用する。
- 5 通信現業管理官は、命を受け、通信施設の保守若しくは運用又は情報技術の解析に関する業務のうち現業に係るものを総括処理する。
- 6 調査官、側衛官、専門官、技術専門官及び通信現業管理官の分担する事務の範囲は、所属長が定め、事後速やかに長官に報告しなければならない。
- 7 第7条の規定は、調査官、側衛官、専門官及び技術専門官の名称について準用する。

(術科主幹)

第28条 警察大学校に、術科主幹若干人を置くことができる。

2 術科主幹は、命を受け、術科（警察法施行規則（昭和29年総理府令第44号）第75条に規定する術科をいう。以下この条において同じ。）に関する専門的事項について調査研究を行い、及び術科に関する教育訓練の指導をつかさどる。

3 術科主幹は、術科に関し高度の専門的な知識及び技能を有する警察大学校の教授のうちから命ずる。

(情報通信調査官)

第29条 管区警察情報通信部並びに東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の課には、情報通信調査官を置くことができる。

2 情報通信調査官は、命を受け、課の所掌事務のうち重要事項に係るものについての企画及び立案に参画し、並びに関係事務を総括整理する。

3 情報通信調査官の分担する事務の範囲は、所属長が定め、事後速やかに長官に報告しなければならない。

(高速道路調査官)

第30条 関東管区警察局広域調整部に、高速道路調査官1人を置く。

2 高速道路調査官は、命を受け、高速道路における交通警察の運営に係る企画及び調整に関する事務を助ける。

(警衛調査官)

第31条 関東管区警察局広域調整部に、警衛調査官1人を置く。

2 警衛調査官は、命を受け、警衛の実施に関する事務をつかさどる。

(通信支所)

第32条 関東管区警察局情報通信部に、通信支所を置く。

2 通信支所に、支所長を置く。

3 支所長は、命を受け、警察通信業務の一部を総括処理する。

4 支所長の分掌する事務の範囲及び通信支所の内部組織については、関東管区警察局長が定め、事後速やかに長官に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則〔平元. 5. 29警庁訓4〕

この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則〔平4. 4. 1警庁訓4〕

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平4. 4. 10警庁訓7〕

この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

附 則〔平6. 6. 29警庁訓8〕

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則〔平9. 4. 1警庁訓3〕

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則〔平13. 1. 4警庁訓1〕

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平13. 3. 30警庁訓11〕

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔平14. 4. 1警庁訓5〕

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平16. 4. 1警庁訓7〕

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平17. 4. 1 警庁訓 4〕

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(不正商品取締官の設置に関する訓令等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 不正商品取締官の設置に関する訓令 (平成4年警察庁訓令第5号)

(2) 鉄道警察管理室の設置に関する訓令 (平成11年警察庁訓令第7号)

附 則〔平18. 3. 30警庁訓 4〕

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔平19. 3. 30警庁訓 4〕

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則〔平20. 3. 31警庁訓 6〕

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則〔平21. 3. 31警庁訓 7〕

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔平22. 4. 1 警庁訓 2〕

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平23. 3. 31警庁訓 6〕

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔平24. 3. 31警庁訓 7〕

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平24. 4. 6 警庁訓 5〕

この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則〔平25. 5. 16警庁訓 5〕

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附 則〔平26. 3. 31警庁訓 4〕

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平27. 3. 31警庁訓14〕

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平27. 4. 10警庁訓15〕

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則〔平28. 3. 31警庁訓 9〕

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。